

() 共同防火管理協議会協議事項

第1章 総則

(目的)

第1条 この協議事項は、消防法第8条の2第1項に基づき、()の管理権原者の協議により、建物全体の共同防火管理に必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(作成上の留意事項)

- 協議事項の根拠法令と目的を明確にします。
- () 内には、ビル等の正式名称を記入します。

(適用範囲)

第2条 この協議事項の適用範囲は、次のとおりとする。

- () に勤務し、出入りする全ての者
- 防火管理業務の一部を受託している者

(作成上の留意事項)

- 協議事項の適用範囲を明確にして、建物内の事業所に勤務し、出入りする従業員、その他の関係者すべての者に適用するように定めます。
- 防火管理の一部を第三者に委託している場合は、受託者も協議事項の適用対象となります。
- 第1号の() 内には、ビル等の正式名称を記入します。

第2章 協議会の設置等

(協議会の設置)

第3条 () の共同防火管理を行うため、別表1の構成員をもって、() 共同防火管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
2 協議会の事務局は、() に置く。

(作成上の留意事項)

- 協議会の設置と構成員となる事業所名及び管理権原者氏名を明確にします。なお、構成員の編成表については別表1を参考に作成します。
 - 防火対象物の所有者が、賃貸借契約において防火管理にかかる事項を明記した場合については、所有者が協議事項を作成することができます。
この場合に、各事業所の管理権原者が、契約した時点で協議会の構成員となるよう明記しておきます。
 - 協議会は、防火対象物に存する全ての管理権原者で構成することを原則としますが、これによりがたい場合は、管理権原者の4分の3以上の合意が得られれば、協議会として設置することができます。

2. 協議会の運営に関する事務を行う事務局の設置について定めます。
3. 第1項の（ ）内には、ビル等の正式名称を記入します。
4. 第2項の（ ）内には、○○株式会社□□課等を記入します。

(代表者)

第4条 協議会の代表者（以下「会長」という。）は、（ ）とする。

2 会長は、各事業所の管理権原者と相互に意思の疎通を図るとともに、統括防火管理者に防火管理上必要な指示、命令をすることができる。

(作成上の留意事項)

1. 協議会の代表者を定め、その所属する事業所及び役職名、氏名を明確にします。
2. 協議会の代表者は、協議会を統括し、各管理権原者と意思の疎通を図り、共同防火管理業務が円滑に推進するようにします。
3. 協議会の代表者は所有者とすることを原則としますが、これによりがたい場合には、防火対象物の主たる事業所の管理権原者から選任します。
4. 協議会の運営上必要があれば役員を選任します。
5. 第1項の（ ）内には、○○株式会社代表取締役社長□□などと具体的に記入します。

(協議会の事業)

第5条 協議会は、共同で防火管理を行うための基本的事項について協議し、決定するほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 協議事項の審議、承認
- (2) 消防法等防火管理に関する法令の研究
- (3) 統括自衛消防組織の整備及び訓練の実施方法等の研究
- (4) 自主点検・検査の実施及び不備欠陥箇所の整備
- (5) 全体の消防計画の効果的な実施についての審議、研究
- (6) 防火思想の普及、高揚に関する研究
- (7) 震災時の対応についての研究
- (8) その他共同防火管理に関する必要な事項

(作成上の留意事項)

1. 協議会で行う事業について定めます。
2. 協議会は、消防法施行令第4条の2で定める協議すべき事項を決定するほか、統括防火管理者あるいは各事業所の防火管理者等が検討した事項等について、審議、研究し必要な事項を決定します。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、定例会及び臨時会とし、会長が招集する。

- (1) 定例会は、（ ）月、（ ）月の年（ ）回開催する。

(2) 臨時会は、会長が必要と認めるときを開催する。

(作成上の留意事項)

1. 協議会の開催時期を具体的に定めます。
2. 会議の開催は、概ね年2回以上とします。
3. 会議には、統括防火管理者等を参画させが必要です。

第3章 統括防火管理者等の責務等

(統括防火管理者の選任)

第7条 統括防火管理者は、()とする。

(作成上の留意事項)

1. 統括防火管理者は、防火対象物全体を把握し、防火管理業務全般について指揮、指導しなければならないので、その地位にふさわしい者で、かつ、防火管理者の資格を有する者を選任します。
2. ()内には、事業所名、役職名及び氏名を記入します。

(統括防火管理者の権限と責務)

第8条 統括防火管理者は、この協議事項の実行についての全ての権限をもって、次の業務を行う。

- (1) 協議事項の作成及び変更に関すること。
- (2) 各事業所の防火管理者又は防火担当責任者（以下「防火管理者等」という。）及び防火管理業務に従事する者に対する指示及び監督並びに必要な報告に関するここと。
- (3) 自衛消防訓練の実施に関するここと。
- (4) 工事中の安全対策に関するここと。
- (5) 防火管理上必要があるときの各事業所への立入に関するここと。
- (6) 火気の使用及び取扱いに関するここと。
- (7) その他防火管理上必要と認める事項。

(作成上の留意事項)

1. 統括防火管理者に付与する権限の内容について、当該防火対象物の実態に応じて定めます。
2. 建物の用途変更、修繕及び模様替えなどは、各事業所の事業主の責任において改修する場合であっても、統括防火管理者に報告するよう定めることが必要です。
3. (2)の報告の内容によっては、統括防火管理者が火災予防上必要な措置を各事業所の防火管理者に指示できる旨を明確にしておきます。

(協議会構成員の責務)

第9条 協議会の構成員は、建物全体の安全性を高めるよう努めなければならない。

(作成上の留意事項)

1. 各事業所の管理権原者の責務を明確にします。

(各事業所の防火管理者の責務)

第10条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について、統括防火管理者に報告又は承認を受けなければならない。

- (1) 用途及び設備を変更するとき
 - (2) 消防計画を作成又は変更するとき
 - (3) 防火管理者を選任又は解任したとき
 - (4) 消防用設備等の法定点検を実施したとき
 - (5) 内装改修又は改築等の工事を行うとき
 - (6) 大量の可燃物の搬入及び搬出、危険物又は引火性物品を貯蔵、取り扱うとき
 - (7) 臨時に火気を使用するとき
 - (8) 火気を使用する設備・器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
 - (9) 防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、及び改修するとき
 - (10) 催物を開催するとき
 - (11) 防火管理業務の一部を委託するとき
 - (12) 消防計画に定める消防長（消防署長）への報告及び届出を行うとき
 - (13) 消防計画に定めた訓練を実施するとき
 - (14) 統括防火管理者から指示、命令された事項
 - (15) その他火災予防上必要な事項
2. 防火管理者は、協議事項に基づき、各自の事業所の消防計画を作成し、防火管理業務を行う
 3. 防火管理者は、相互の連絡を保ち協力しなければならない。

(作成上の留意事項)

1. 各事業所の防火管理者が、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、自己事業所の防火管理上必要な事項について変更等をする場合は、必ず統括防火管理者に報告又は承認を受けなければなりません。
2. 各事業所の防火管理者は、協議事項に定められている任務分担等について各自の消防計画の中に、具体的に記載しなければなりません。
3. 各事業所の防火管理者は、防火管理業務を実施するにあたって、相互に連絡し協力体制を確保しなければなりません。

第4章 統括消防計画

(点検)

第11条 消防用設備等の点検及び建物の検査は次による。

(1) 消防用設備等の点検

- ア 消防用設備等の法定点検は、建物所有者の責任によって行う。
- イ 法定点検を実施する場合は、防火管理者が立ち会う。

(2) 消防用設備等の自主点検

消防用設備等の自主点検は、共用部分については建物所有者、各事業所の占有部分は各事業所の責任により行う。

(3) 建築施設等の点検等

- ア 建築施設の定期点検は、建物所有者の責任により行う。
- イ 建築施設、火気使用設備・器具及び危険物施設等の自主点検は、共用部分については建物所有者、各事業所の占有部分は各事業所の責任により行う。

2 点検の実施方法及び時期等については、各事業所の消防計画に基づき実施する。

(作成上の留意事項)

1. 消防用設備等については、建物全体に設置されているものがほとんどであることから所有者等が一括して点検することが望ましい。
2. 各事業所の自主点検の実施方法及び実施時期等の細目については、協議事項に基づき、各事業所の消防計画に定めるものとします。
3. 屋内消火栓設備、水噴霧消火設備等、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯その他建物全体に及ぶ消防用設備並びに建築物、ボイラ室、湯沸かし場等、共同して使用する火気設備・器具の点検にあたっては建物所有者等の責任により行います。
4. 前号のほか、各事業所で設置した消防用設備等及び各事業所内の火気使用設備・器具等の点検、検査にあたっては、当該事業所の管理権原者の責任により行うものとします。

(不備欠陥箇所の整備)

第12条 消防用設備等及び建物等の点検で発見された不備欠陥箇所の改修は、前条の責任範囲により行う。

2 前条の点検の結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合は、各事業所の防火管理者は、改修計画を策定しなければならない。

(作成上の留意事項)

1. 点検等で発見された不備欠陥事項の改修については、責任範囲を明確にします。
 2. 点検等の報告内容を確認し、改修するよう定めます。
- この場合第10条に基づき統括防火管理者に報告しなければなりません。

(工事中の安全対策)

第13条 会長は、複数の事業者にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、統括防火管理者及び当該工事を行う事業所の防火管理者と協力して「工事中の消防計画」を作成させ届出をする。

(作成上の留意事項)

1. 会長は複数の事業所にわたる工事が行われる場合に、統括防火管理者を中心に工事を行う事業所の防火管理者等と協力して、「工事中の消防計画」を作成させ届け出ることを明確にしておきます。

第5章 統括自衛消防活動対策

(統括自衛消防隊)

第14条 () の自衛消防組織として統括自衛消防隊を設置し、その組織編成及び任務分担は、別表2のとおりとする。

2 自衛消防隊は、本部及び地区隊を設けるものとし、その編成は次のとおりとする。

(1) 本部隊

本部隊に必要な人員は下記の事業所が分担する。

() 株式会社 名
() 株式会社 名

(2) 地区隊

地区隊は事業所単位としてそれぞれ消火、通報連絡及び避難誘導の各担当を設け、事業所の規模に応じて防火管理者等が編成する。

3 統括自衛消防隊長は、火災等の災害活動及び訓練の実施等にあたって、指揮・命令等の一切の権限を有し、統括副隊長はこれを補佐する。

(作成上の留意事項)

1. 統括自衛消防隊の設置と隊の編成及び任務分担を明確にします。任務分担については別表2を参考に作成します。
2. 共同防火管理を要する対象物は、建物全体で消防活動を行う必要があり、そのため、統括的な指揮をとる本部隊と、それぞれの事業所が組織する自衛消防隊の地区隊とに分けて編成します。
また、地区隊の編成については、各事業所の防火管理者等が事業所の規模に応じて編成します。
(1)自衛消防隊の本部隊編成の基本方針及びその編成に必要な人員を、各事業所がどのような比率で分担するかを定めます。
(2)地区隊の編成は、大規模な事業所にあっては、事業所単位で編成し、小規模な事業所が集合している場合は、階単位で編成する等、防火対象物の実態に応じて編成することができます。
3. 第1項の()内には、建物名称等を記入します。

(地震対策)

第15条 各事業所の防火管理者等は、点検・検査にあわせて、地震による被害の未然防止措置及び地震発生後の安全措置について、各事業所の消防計画に定める。

2 地震後、統括防火管理者は、自衛消防隊本部隊に被害に対する応急措置を行わせる。

(作成上の留意事項)

1. 倒壊、転落、落下、出火等による被害防止のための措置の主体について定めます。
2. 地震発生後、自衛消防隊本部隊にそれぞれの任務分担により、応急措置を行わせることを定めます。

(教育及び訓練)

第16条 統括防火管理者は、防火管理技術及び能力の向上並びに防火思想の普及を図るため、次により教育及び訓練を行う。

- (1) 防火に関する講習又は研修会を年1回以上 (毎年 月)
- (2) 消火、通報及び避難等の自衛消防訓練を年2回以上 (毎年 月、 月)
- (3) 統括防火管理者は、消火、通報及び避難訓練を実施する場合は、事前に消防署長に通報する。

(作成上の留意事項)

1. 各事業所の防火管理業務に直接携わるものに対し、必要な知識技術等を高めるための教育を行うことを定めます。
2. 教育及び訓練を実施する時期を、具体的に定めます。
3. 消火、通報及び避難訓練を実施する場合は、7日前までに消防署長へ「消火・避難訓練通知書」を提出することが必要です。

附 則

この協議事項は、 年 月 日から施行する。

別表 1

() 共同防火管理協議会会員名簿 (例)

別表2

統括自衛消防隊の組織・編成及び役割分担表

統括自衛消防隊長（協議会の代表者）	統括副隊長（統括防火管理者）	統括連絡班（防災センター等）	統括通報班	消防署、警察署への通報に関すること 本社、役員等への通報に関すること
			統括連絡班	ビル内にいる者への災害情報の提供に関すること 統括自衛消防隊員の緊急招集に関すること 消防署、警察その他関連官公庁等との連絡に関すること
		統括初期消火班	統括消火班	消火器を使用し、火災の初期鎮圧活動に関すること
			統括屋内消火班	屋内消火栓を使用し、火災の初期鎮圧活動に関すること
		統括避難誘導班	その他	スプリンクラー、その他消防用設備等の操作に関すること
			統括指導班	避難誘導に関すること 立入制限に関すること
			統括救急班	人命検索に関すること 防火戸の開閉、障害物の除去に関すること

別表2 統括自衛消防隊の組織・編成及び役割分担表（大・中規模防火対象物用）

統括自衛消防隊長 （協議会の代表者）	統括副隊長 （統括防火管理者）	自衛消防本部隊	指揮係	自衛消防隊の指揮及び隊長の補佐にあたる	
			通報連絡係	通報	消防機関に関する通報、その確認にあたる
				連絡	構内への出火の報知、消防隊への情報の提供、関係のある官公署、会社等への連絡にあたる
			消火係	消火作業及び消火の指揮にあたる	
			避難誘導係	誘導	避難者の誘導にあたる
				非常口	非常口を開放し、避難者の誘導にあたる
				避難器具	避難器具を操作し、避難誘導にあたる
			防護安全係	防護	電気設備、ガス、危険物設備等の安全措置にあたる
				安全	防災センター等の運用及び排煙設備等の操作にあたる
			救護係	負傷者及び被救護者の応急救護にあたる	
		1階地区隊	通報連絡係	消防機関、通報指定場所への通報及び隣接室への連絡にあたる	
			消火係	各種消火設備装置の操作にあたる	
			避難誘導係	誘導	避難者の誘導にあたる
				非常口	非常口を開放し、避難者の誘導にあたる
				避難器具	避難器具を操作し、避難誘導にあたる
			防護措置係	工作	防火戸の閉鎖、その他消防隊の誘導及び消火活動上の障害物の除去等にあたる
				排煙	排煙等の措置にあたる
		2階地区隊	同上	同上	